国民健康保険の届出をお忘れなく（3町村）

国民健康保険（国保）に加入する人

職場の健康保険、国保組合、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除く、すべての人が国保に加入する必要があります。

加入の届出が遅れると

届出をした日ではなく国保の資格を得た日にさかのぼって保険料（税）を納めていただきます。また、届出までの間にかかった医療費は原則全額自己負担となります。

脱退の届出が遅れると

国保の資格喪失後に国保の保険証で受診した場合は、国保が負担した医療費を返還していただきます。また、保険料（税）と他の健康保険料を二重で支払ってしまうことがあります。

他の健康保険等に加入したとき、国保は自動的に喪失になりませんので必ず届出をしてください。

○届出には、届出に来る人の本人確認ができる身分証明書をお持ちください。別世帯の人が代理で届出をする場合は委任状が必要です。
○国保に加入するとき、または脱退するときは、14日以内に国保担当窓口に届出が必要です。

問笠置町税住民課 ☎0743・95・2302直
和束町税住民課 ☎0774・78・3005直
南山城村保健医療課 ☎0743・93・0104直

◆第三者行為による傷病届について

交通事故など、第三者の行為による負傷のため、国保の保険証で治療を受けたときは、速やかに国保に連絡し「第三者行為による傷病届」を提出してください。

加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保が使えなくなり、立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので必ず国保にご連絡ください。

粗大ごみ

集められた粗大ごみの中には、スプレー缶・空き缶・ペットボトル等の混入が目立っています。ごみの分別にご協力ください。

出せるもの（一例）：家具類・ふとん・カーペット・アルミ製品・調理器具
電化製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンを除く）

粗大ごみで収集しないもの（一例）
- 法律で定められたもの（家電リサイクル法等）　テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・パソコン
- 危険なもの　消火器・ガスボンベ・廃油・農薬・火薬類
- 専門的なもの　自動車部品（タイヤ・バッテリー等）・農機具類
- 処理困難物　畳・ドラム缶・浴槽・ピアノ

出す時の注意

◎カーペットや布団などは小さくたたみ、縛って出してください。
◎刃物等の危険なものは、紙などに包んで品目を明記して出してください。
◎ガラスや鏡などは収集や処理の事故防止の為、段ボール箱等に入れて出してください。

粗大ごみ収集日

笠置町	毎月	第4月曜日
和束町	毎月	第3火曜日（湯船・中和束） 第4火曜日（東和束・西和束）
南山城村	毎月	第1月曜日（高尾・田山・今山・奥田・押原・本郷・南大河原） 第2月曜日（月ヶ瀬NT・野殿・童仙房）

ごみの出し方に関する問合せ

笠置町税住民課 ☎0743・95・2302直
和束町農村振興課 ☎0774・78・3008直
南山城村建設環境課 ☎0743・93・0106直